

議長 局長 補佐 係



発委第2号

平成31年3月5日

鹿追町議会議長 埴 洸 賢 治 様

提出者 議会運営委員会

委員長 吉 田 稔

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに
会議規則第14条第3項の規定により提出します。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月5日提出

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 在職期間の割合及び前項に規定する以外の支給方法は、町一般職員の例による。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔提案理由〕

第5条は、期末手当支給の在職期間による支給割合の明確化を行う。

第6条は、規則への委任条項であるが、規則に委任せず、この条例により運用できることから、この条を削除する。